

## 評価審議会の役割について

### 大阪府森林環境整備事業評価審議会（大阪府附属機関条例・大阪府森林環境整備事業評価審議会規則）

- ▶ 担任する事務：森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策（当該施策に必要な財源を確保することを目的とした個人の府民税を財源とするものに限る。）に係る事業の評価についての調査審議に関する事務
- ▶ 組織：委員10人以内で組織・委員の任期は任命の日から2年間

#### 環境農林水産常任委員会 附帯決議

平成27年9月定例会に提出の第21号議案「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人府民税の税率の特例に関する条例制定の件」については、知事及び執行機関は、次の点に留意すること。

- 1 森林環境税を財源として実施する事業については、事業計画の策定を行い、大阪府森林環境整備事業評価審議会に、毎年度、報告するとともに、府民への説明責任を果たすこと。
- 2 林業事業体任せではなく、府が主体性を持って、事業の進捗に努めること。
- 3 府民の生命を守るため、ヒートアイランド現象対策としての都市緑化施策については、森林環境税以外の財源により取組みを進めること。

#### ○ 評価審議会の開催

原則年2回（6月（実績評価）・11月（進捗状況等確認））

#### ○ 評価審議会の役割

前年度の森林環境整備事業実績等の評価

なお、事業実績の評価に向けて、当該年度中の進捗状況及び次年度事業の進め方等の確認を行う。

#### ○ 評価審議の内容

- ・各事業の実績（アウトプット）
- ・各事業実施による効果（アウトカム（定量的な評価が可能なもの））  
⇒ 府の自己評価に対して、評価審議会としての意見をとりまとめ。

※具体的な評価手法や評価シートの様式等については、次回（平成28年6月予定）に審議

